

広報

# あま

今月の題字

下山小学校 6 年

おはら たいき  
小原 大稀くん

僕の夢「プロサッカー選手になりたい」



5月4日～5日に行われた第8回あなごまつりの様子（関連記事 P24）

## 内容 MAIN CONTENTS

- |    |                      |
|----|----------------------|
| 02 | 令和4年度主要事業報告          |
| 04 | 商工業振興に係る安芸市補助金のお知らせ  |
| 05 | 年金生活者支援給付金制度         |
| 12 | 児童手当制度の一部変更についてのお知らせ |
| 26 | 令和5年度安芸市職員採用試験       |

# 6

令和5年  
第733号

だれもが住みたいあきを目指して

令和4年度

# 主要事業報告

産業・観光振興、雇用、社会資本整備の促進、健康・子育て・福祉の充実、教育などを着実に実施するとともに、津波避難タワーの整備や防災マップの配布など、南海トラフ地震対策の強化を図り、「市民一人ひとりが幸せを実感し笑顔が輝く活力あふれる元気都市」に向け邁進していきます。

## ●高規格道路と国道整備

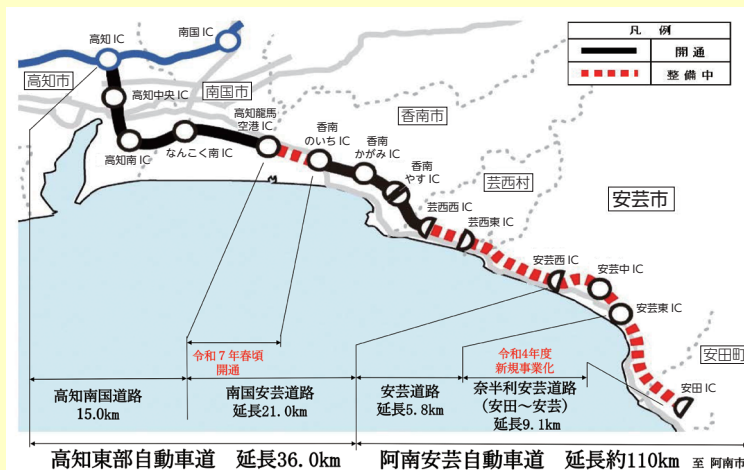
高知東部自動車道（南国安芸道路）および阿南安芸自動車道（安芸道路）については、令和5年度も引き続き用地買収、工事が行われる予定です。

阿南安芸自動車道（奈半利～安芸）のうち、奈半利安芸道路（安田～安芸）については、令和4年度待望の事業化となり、安芸市内の高規格道路はすべて整備中となりました。令和5年度も引き続き調査設計が行われる予定です。

国道55号川北自歩道は、令和5年度は工事が行われる予定です。

引き続き上記事業の整備促進、予算確保のために国などへの要望活動を行っていきます。

## 高規格道路



## ●安芸市総合防災マップの作成・配布

### 災害対策

総合防災マップの作成事業については、令和4年7月号広報折込にて安芸市防災のしおりと安芸川・伊尾木川の浸水想定図を反映させた洪水・土砂災害ハザードマップを、9月号広報折込にて津波ハザードマップを配布しました。今後も災害対策の啓発と取組を進めていきます。

## ●消防分団屯所高台移転事業

### 災害対策

津波浸水想定区域にある伊尾木、川北、安芸、中央、土居、穴内の分団屯所を津波による被害から避け、さらなる地域の消防防災力の強化を図るため、管轄区域内の高台移転を進めています。

令和4年度に伊尾木、川北、中央、穴内の4地区における用地の買収、敷地造成測量設計などを行いました。

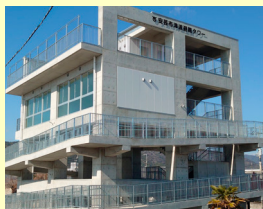
令和5年度は安芸、土居の用地買収や、令和4年度に買収した4地区の敷地造成工事などを予定しています。

## ●南海トラフ地震津波への対策

### 地震・津波対策

日ノ出町津波避難タワーと赤野住吉津波避難タワーを整備しました。2、3階には風雨などをしのぐ避難スペースを設けています。

また、津波避難場所の面積不足を解消するため、赤野岡地区に新たに避難場所を整備しました。令和5年度には伊尾木岡地区にも新たな避難場所を整備する予定です。



▲日ノ出町津波避難タワー

## ●社会資本整備総合交付金事業、防災・安全交付金事業

### インフラ強化

主な路線として、高規格道路の整備に関連する周辺整備事業では、市道花園スエマサ線外1路線（東浜）、市道吉川線（黒鳥）の測量設計に着手するとともに、市道あき病院球場線（西浜）の用地買収を一部実施しました。また、通学路対策では、市道ムネカネ線（東浜）、市道中道線（土居）の用地買収を一部実施しました。

令和5年度は、新規路線として市道海岸線（東工区）、伊尾木振興対策の市道榎ノ下田所線（伊尾木）および周辺整備事業の市道大谷川線（伊尾木）、市道杉ノ下2号線（伊尾木）、市道腰掛線（穴内）の測量設計に着手します。

また、通学路対策では、市道学校前線（土居小西側）の工事に着手し、年度内の完成を予定しています。その他、既存事業については、地元および関係機関と連携し、引き続き、用地買収および工事の推進を図っていきます。

## ●新庁舎建設事業

### 施設整備

令和4年1月から新庁舎建設工事を進めています。

完成は令和5年秋ごろ、その後現庁舎からの移転引っ越しを経て、業務開始は令和6年1月ごろを予定しています。

## ●自動製氷施設への補助

### 漁業振興

安芸漁業協同組合が運営する安芸漁港内にある自動製氷施設の改修に対し補助しました。平成12年度に整備されたもので経年による設備不良がありましたが、改修後は解消され、漁業者の利便性の向上につながりました。

## ●新規就農・農業経営支援

### 農業振興

農業従事者の高齢化や人口減少による農家戸数の減少が進むなか、担い手の確保や育成を図るため、きめ細かな就農相談や技能習得のための農家研修など、新規就農者の定着に向けた支援に取り組んでいます。

また、新規就農者が営農実績を積むためのサポートハウスを増設するため、6号棟用地の取得を行い、令和5年度には本体工事を予定しています。

肥料価格の高騰による農家経営への影響を緩和するため、令和4年秋肥として購入した肥料のコスト上昇分の一部について、国の支援制度に上乗せする形で補助を行い、令和5年春肥分についても、引き続き、同様の支援に取り組んでいきます。

## ●森林経営管理事業

### 林業振興

森林を大切な資源として管理し守っていくために、森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査を実施しています。

令和4年度は入河内の一部と大井の一部の対象森林について調査を実施しました。その結果をもとに、間伐作業などの手入れが遅れている森林は解消に向けて取り組み、林業経営に適した人工林では森林経営の集積・集約化を進めて林業的利用を展開します。

また、これらの事業を推進するために森林境界の明確化事業も実施しました。同じ入河内、大井の一部地域約405.8ヘクタールで森林境界案の作成と地元説明会を行いました。



## ●道の駅大山周辺観光振興計画

### 観光振興

伊尾木漁港・河野公園・恋人の聖地などの点在する観光資源を活用し、道の駅周辺の観光振興につなげるため「道の駅大山周辺観光振興計画」を作成しました。今後アクションプランを具体化しながら、令和5年秋にリニューアルオープン予定の道の駅大山とも連携し、周辺エリアの交流人口増加につなげていきます。

## 保育環境の充実

### ●第2子保育料無料化・第1子保育料引き下げ 井ノ口学童保育所移転

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、第2子以降の保育料を完全無料にしました（同時入所要件・年齢制限の撤廃）。

また、第1子の保育料を20～50%引き下げました（国基準額の半額に設定）。

副食費無料も引き続き実施していきます。

井ノ口公民館で暫定的に実施していた井ノ口学童保育所を、井ノ口小学校特別教室棟1階に移転しました。学校敷地内に移転できたことにより、下校から学童保育所への安全な移動を確保することができました。

今後も、学童保育所の環境の充実や、子育て費用への経済支援などにより、さらに安心して子どもを産み育てられる環境を整えていきます。

## ●中学校建設事業

### 教育環境の充実

令和6年4月の統合中学校開校に向けて、安芸市立統合中学校新築工事が始まっています。工事は順調に進んでおり、令和6年1月末に完成する予定です。

令和3年5月に発足した統合中学校開校準備委員会などにより、校名は安芸市で唯一の市立中学校となることから「安芸市立安芸中学校」に決定しました。校章や制服のデザイン、体操服、部活動なども決まっています。

その他、外部講師を招いた野球部やサッカー部の合同練習会や中学1年生の授業交流など生徒間交流、そして、定期的な合同職員会を開催し、教職員間の交流もすすめています。



## ●家事育児支援ヘルパー派遣 福祉医療の充実

令和4年11月から妊婦さんや就学前までの子どもを子育て中で支援が必要な家庭に対し、家事や育児をサポートする家事育児支援ヘルパー派遣事業を開始しています（課税世帯は30分150円の自己負担あり）。身近に支援者がいなくても、安心して出産・育児ができるよう支援を行います。

## ●物価高騰などに対する支援 社会経済対策

コロナ禍と物価高騰により影響を受けた地域経済活性化と事業継続支援のため、市民・宿泊客を対象とした安芸市地域応援クーポン事業を行ったほか、高知県東部観光協議会が実施する誘客促進キャンペーンに負担金を拠出し、地域内消費喚起と観光関連事業者の支援を実施しました。

また、安芸市の特産品を使ったうまいもん（商品）開発コンテストを実施しました。令和5年度も引き続き商品化を支援し、安芸市特産品のPRを行っていきます。

# 商工業振興に係る安芸市補助金のお知らせ

■ 問・申請 商工観光水産課 ☎ 35・1011

掲載している補助金の詳細については市ホームページに要綱・申請書などを掲載しています。

予算に限りがあるため補助金を申請する際は、事前にお問い合わせのうえ、所定の申請書・必要書類などをご提出ください。

## ○特産品開発に係る費用や自慢の商品を県外へ販売・PRするための費用を補助します

### ◇地場産品魅力発信事業費補助金

市内の中小企業者および個人事業者などの特産品開発に係る費用や、市内生産品などの県外流通経路確保、県外へ販売促進するための費用に対して補助をします。

#### ▽対象者

・市内に本社または主たる事業所を有する中小企業者および個人事業者、団体・グループなど

| 対象事業                    | 補助限度額                        | 補助率                        |
|-------------------------|------------------------------|----------------------------|
| 特産品を利用した新商品の研究や開発       | 50万円以内                       | 1/2 以内                     |
| 県外での展示会出展や企業商談など        | 初年度：30万円以内<br>* 2年目以降は下がります。 | 10/10 以内<br>* 2年目以降は下がります。 |
| ECサイトなどの新規開設・改修、ECモール出店 | 50万円以内                       | 10/10 以内                   |

### ◇ちりめんじゃこ等を生かした食による地域づくり事業費補助金

ちりめんじゃこなどの食に関する特産品の魅力のPR、商品開発や調査研究、地場産業の振興につながる取り組みに要する経費を補助します。

#### ▽対象者

・活動の拠点を市内に有する事業者、団体・グループなど

| 対象事業                           | 補助限度額  | 補助率    |
|--------------------------------|--------|--------|
| 特産品を利用した新商品の研究や開発              | 予算の範囲内 | 1/2 以内 |
| 特産品を販売・PRするための展示会・イベント等への出展・開催 |        |        |

## ○空き店舗の改修や借用に係る賃借料、商店街などの活性化のための事業費用を補助します

### ◇商店街等にぎわいづくり事業費補助金

地域での創意工夫された取り組みや空き店舗などを活用した取り組み、住民の生活環境を守るための施設・設備事業の整備などを支援します。

| 事業名                         | 対象事業および条件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 補助限度額                                        | 補助率                                                 |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 商店街活性化事業                    | ・安芸市商店街連合会区域内の商店街振興会などまたは商業者グループが商店街などの活性化のために行う事業。                                                                                                                                                                                                                                                                        | 50万円以内                                       | 1/2 以内                                              |
| 空き店舗等借用事業                   | ・市内の空き店舗などを活用して行う、小売業、飲食業、サービス業、コミュニティ施設の運営を行う出店者。<br>・昼間営業であること<br>・3カ月以上使用されていないこと ほか<br>・補助対象経費：店舗の借用自体に係る賃借料                                                                                                                                                                                                           | 30万円以内<br>* 月額5万円以内（補助期間は最長6カ月）。             | 1/2 以内                                              |
| 商店街地域空き店舗出店支援事業             | ・安芸市商店街連合会区域内の市道に面して立地する空き店舗などを改装して行う、小売業、飲食業、サービス業、コミュニティ施設の運営を行う出店者。<br>・昼間営業であること<br>・3カ月以上使用されていないこと ほか<br>・補助対象経費：店舗改装費                                                                                                                                                                                               | 150万円以内<br>（県：100万円、市：50万円）<br>下限額 10万円      | 高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱に規定する補助対象経費から県補助金を差し引いた残額の1/2 以内 |
| 商店街等店舗兼住宅活用推進事業             | ・空き店舗兼住宅の所有者が出店者に貸し出すために行う店舗部分と住居部分との機能分離などに係る事業。<br>・事業完了後、2年以内に店出者に貸し出せるように市または商工団体などが運営する空き店舗バンクなどへの登録または不動産会社への登録を行うこと。<br>・事業完了後、空き店舗を出店希望者（小売業、飲食業またはサービス業（昼間営業必須））に貸し出す場合、最低3カ月（*最長6カ月）の間の賃料を無料とすること。<br>・補助対象経費：店舗部分と住居部分との機能分離などに係る経費<br>・高知県空き店舗対策事業費補助金の交付を受けること。                                               | 上限額 200万円以内<br>（県：100万円、市：100万円）<br>下限額 20万円 | 2/3 以内<br>（県：1/3、市：1/3）                             |
| 中山間地域空き店舗等出店支援事業（商店街等以外の地域） | ・商店街地域以外の空き店舗を活用して、市長が地域に必要な不可欠と認める小売業、飲食業またはサービス業を行う出店者。<br>・集落に活用できる空き店舗がないと市が認めた場合は空き家も活用可能。<br>・3カ月以上使用されていないこと。ただし、事業者の撤退により、地域住民の日常生活に直ちに影響が生じる事業（食品・燃料小売業など）についてはこの限りではない。<br>・飲食店については、活用する空き店舗が元々周辺住民を主要客とする地域に密着した飲食店であった場合に限る。<br>・補助対象経費：店舗改装費、事業に必要な設備および備品購入費、家賃（最長6カ月）<br>・高知県中山間地域商業機能維持支援事業費補助金の交付を受けること。 | 上限額 240万円以内<br>（県：120万円、市：120万円）             | 1/2 以内<br>（県：1/4、市：1/4）                             |

○商店街のにぎわい創出と活性化などを図るため、既存店舗の設備費や改装費用などを補助します

◇安芸市商店街魅力向上事業費補助金

| 補助事業者                                                                                       | 対象事業                                                                                                                          | 補助限度額             | 補助率   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------|
| ・商店街などに立地する店舗で、同一店舗において5年以上事業を営む者<br>・中小企業者であり、市内に本社・本店を有する人<br>・所在する商店街の振興計画を基に、事業計画を作成する人 | ・設備費（冷暖房設備、音響設備、厨房機器および厨房内設備は補助対象外）<br>・店舗改装費（新たな商品やサービスの提供に密着に関連する改装であって必要最小限のもの）<br>・その他（トイレ改修・取り換え、従業員のスペースなど）<br>*その他条件有り | 100万円以内<br>下限10万円 | 1/2以内 |

○地域資源を活用した産業振興および観光振興を図るため、振興計画の実行を支援します

◇安芸市中心商店街等振興計画推進事業費補助金

| 補助対象事業                                             | 補助事業者            | 補助対象経費                                                                                                 | 補助率および補助限度額                                    |
|----------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 商店街など振興計画に位置づけられた取り組みであって、地域商業および中心商店街などの活性化に資する事業 | 商工団体などおよび商業者グループ | 商店街など振興計画に位置づけられた取り組みに係る経費であって、市長が必要であると認めたもの（報償費、旅費、雑役務費、需用費（食糧費を除く）、役務費、備品購入費、修繕費、改装費、委託料、使用料および賃借料） | 【補助率】<br>補助対象経費の9/10以内<br><br>【補助上限額】<br>750万円 |

○市内の中小企業者などの経済的負担の軽減および経営の維持、継続につなげることを目的として融資の保証料を補給します

◇安芸市中小企業者等経営支援事業保証料補給金

- ▽補給金を利用できる者 市内に事業所を有している個人または法人
- ▽対象融資 安心実現のための高知県緊急融資、産業振興計画推進融資、創業者など応援融資
- ▽取り扱い銀行 四国銀行、高知銀行、高知信用金庫の本店および支店  
(高知信用金庫については、産業振興計画推進融資は除きます。)
- ▽融資上限額 補給金の交付対象融資は、1中小企業者などにつき当初借入額合計で1,000万円以内

○創業時の経済的負担を軽減し、新事業創出促進や地域経済の活性化につなげることを目的として創業者向け融資に係る利子の一部を補給します

◇安芸市創業支援利子補給金

- ▽交付対象者 創業日が融資契約日の前後1年以内の人 ほか
- ▽対象融資 市内の金融機関における創業向けの融資
- ▽補給金額 支払った利子のうち年利1%に相当する額（上限年間10万円）
- ▽補給対象期間 最大3年間

# 年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。



▽対象者

～要件をすべて満たしている必要があります～

老齢基礎年金を受給している人

- 65歳以上である
- 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- 年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

- 前年の所得額が約472万円以下である

▽請求手続き

- ①新たに年金生活者支援給付金を受け取る人  
対象者には、9月ごろから日本年金機構が、請求可能な旨のお知らせを送付します。
- ②年金を受給しはじめる人  
年金の請求手続きとあわせて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。
- ③既に給付金を受給している人  
引き続き支給要件に該当している人は、新たな手続きは不要です。

■ 問 給付金専用ダイヤル  
☎0570-05-4092（ナビダイヤル）

年金給付金 検索

# 人権擁護委員制度を知っていますか？ 6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

■ 問 高知地方法務局人権擁護課 ☎ 088・822・3503

「人権」とは、「人が幸せに生活するために必要な権利」です。

人権擁護委員は、地域住民の皆さんが人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、法務局や市役所などの公共施設などにおいて、家庭や職場内における問題、コロナに関する差別問題、セクハラ、DV、いじめ、インターネット上の誹謗中傷など、人権問題に関するあらゆる相談をお受けします。相談は無料で、秘密厳守となっていますので、一人で悩まずお気軽に法務局または人権擁護委員にご相談ください。

令和5年6月1日の「人権擁護委員の日」に合わせて、県内各地域で「全国一斉特設人権相談所」を開設します。お問い合わせは、最寄りの法務局まで、お尋ねください。

▽安芸市の人権擁護委員（4月1日時点 敬称略）

・陰山 加代 ・清藤 須賀子 ・澤田 日登美 ・鈴木 昭彦 ・滝口 哲 ・樋口 美和 ・藤崎 賢造

「全国共通人権相談ダイヤル みんなの人権110番」

▽と き 平日8時30分～17時15分

▽電話番号 ☎ 0570・003・110（ナビダイヤル）  
（ゼロゼロみんなのひゃくとおばん）

\*一部のIP電話からはご利用できない場合があります。

▽内 容

差別待遇、コロナ問題、暴行・虐待、ハラスメント、いじめ・体罰、  
名誉毀損・プライバシー侵害などの人権問題に関するあらゆる相談

\*相談は無料、秘密は厳守します。法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます。



第6回

## Around the World ～ALTの視点から～



3人のALTたちが経験した、アメリカと日本の違いや安芸市での印象深いできごとなどを毎月順番に紹介しています。第6回目はザカリー先生です。

■ 問 学校教育課 ☎ 35・1021



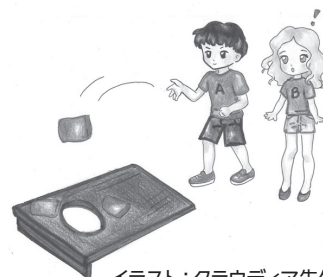
アメリカでは6月中旬から8月下旬まで夏休みがあります。私の出身のメリーランド州では、今年は6月14日から8月27日までです。非常に長い期間なので6月と夏休みはイベントがいっぱいあります。

最初のイベントは卒業パーティーです。高校と大学の卒業を祝うほか、小学校と中学校の卒業パーティーもあります。公園で集まって食事したり、友だちと話をしたり、芝生ゲームをします。アメリカで人気の芝生ゲームはコーンホールと呼ばれていて、まず8個のお手玉と、穴が空いた2個の長方形の板を10メートルほど離して地面に置きます。各チームは、4個のお手玉を受け取って、板の前に立ち、相手チームと交代で板にお手玉を投げます。それぞれが投げ終わったら、もう1個の板に投げ変えて競います。お手玉が板に着地

した場合、1ポイントを受け取り、お手玉を穴に落とすことができた場合、3ポイントを受け取ります。最初に21ポイントを獲得したチームが勝ちです。

次のイベントは6月の第3日曜日の父の日です。家族で集まって、大きいステーキや食べ放題のバーベキューなど豪華な料理を食べます。そして学校で作ったカードや家族の絵、詩などを父親に贈り、感謝の気持ちを示します。

皆さんの6月の好きなイベントはなんですか。



イラスト：クラウドディア先生

# 女性の家 主催講座のご案内(前期)

男性や学生さん  
もどうぞ!



前期は下記の講座を開催します。直接来館または電話・FAX でお申し込みください。

▽申込先・受付時間 女性の家 9時～21時(日曜日は休館)

■ 問 女性の家 ☎ FAX 34・3514

| 講座名                      | 期日(曜日)                              | 時間              | 回数 | 定員 | 受講料<br>(全期)         | 講師名                           | 備考                                                                |
|--------------------------|-------------------------------------|-----------------|----|----|---------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| リズムック<br>ウォーキング<br>(昼の部) | 第1・3水曜日<br>7/5～9/20                 | 14:00<br>～15:00 | 6  | 20 | 1,000円              | 早川 理香                         | 音楽に合わせて前後左右に歩く有酸素運動です。歩くことが少ないと感じる日常生活をかえてみませんか?                  |
| リズムック<br>ウォーキング<br>(夜の部) | 第2・4火曜日<br>7/11～9/26                | 19:30<br>～20:30 | 6  | 20 | 1,000円              | 早川 理香                         |                                                                   |
| ディスコ<br>ワールド教室           | 第2・4金曜日<br>7/14～9/22                | 19:00<br>～20:00 | 8  | 20 | 1,000円              | 森 尚子                          | 70年代後半から80、90年代に一世を風靡したディスコサウンドと定番ステップをフィットネス風にアレンジしたダンスエクササイズです。 |
| バレトン教室                   | 第1・3土曜日<br>9/2～11/18                | 17:40<br>～18:40 | 6  | 20 | 1,000円              | 山本 理恵                         | バレエ・フィットネス・ヨガの動きをバランスよく組み合わせた裸足で行うボディエクササイズです。<br>*膝をよく使う運動です。    |
| 韓国語教室                    | 毎週水曜日<br>7/5～26(4回)<br>8/16～9/6(4回) | 19:00<br>～20:00 | 8  | 15 | 1,000円              | 中山 賢淑<br><small>ヒョンスク</small> | 韓国から嫁いできた主婦講師です。文化や生活の話なども交えながら楽しく学習できます。                         |
| エコクラフト<br>教室             | 毎週火曜日<br>6/27・7/4,11,18             | 19:00<br>～20:30 | 4  | 10 | 無料<br>材料費<br>1,500円 | 清遠 みか                         | 普段使いのカゴバックを作ります。                                                  |
| キャンドル<br>教室              | 8/12(土)                             | 10:00<br>～12:00 | 1  | 10 | 無料<br>材料費<br>1,500円 | 藤岡 さわ                         | キャンドルの神秘的な明かりで落ちつく時間を過ごしてみませんか?                                   |
|                          |                                     | 13:30<br>～15:30 | 1  | 10 |                     |                               |                                                                   |

## 『四国南東部イベント情報コーナー』

高知・徳島両県では、令和4年11月に「四国南東部広域観光連携協議会」を立ち上げ、高知県東部と徳島県南部の一体的な観光振興に取り組んでいます。この取組の一環として、近隣地域のイベント情報をご紹介します。ちょっと足をのばして出かけてみませんか。

### 【徳島県 牟岐町】

▽イベント 内妻あじさい祭

▽と き 6月18日

▽ところ 内妻旧国道沿い

■ 問 牟岐町観光協会 ☎ 0884・72・0065

徳島県南部のイベント情報はこちら▶  
「四国の右下観光局HP」



高知県東部のイベント情報はこちら▶  
「高知県東部観光協議会HP」



### 【徳島県 海陽町】

▽イベント 母川ほたるまつり

▽と き 6月3日～6月10日

▽ところ 母川河川敷

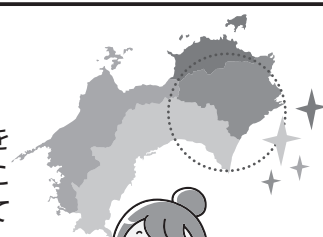
■ 問 海陽町観光協会 ☎ 0884・76・3050

▽イベント 竹ヶ島神社祭り

▽と き 6月4日

▽ところ 竹ヶ島神社周辺

■ 問 海陽町観光協会 ☎ 0884・76・3050





日ごろから心がけたい

# 歯と口の健康を守る7つのこと



■ 問 健康ふれあいセンター「元氣館」 ☎ 32・0300 FAX 32・0301

## ①正しい歯のみがき方を身につけ、できれば毎食後歯をみがきましょう。

日本人の約7割は1日2回以上歯みがきをしています。それでもむし歯や歯周病になってしまうのは、みがき方が正しくないからです。毎日の歯みがきをもう一度見直してみましょう。また、歯ブラシは毛先が開いたら交換（1か月に1本が目安）しましょう。

歯周病対策！歯ブラシ活用テクニック  
(日本歯科医師会)



## ②自分に合ったデンタルフロスや歯間ブラシを使いましょう。

歯と歯の間はみがき残しの出やすい場所です。歯ブラシだけでは落としきれません。そこでぜひ使ってほしいのが、デンタルフロスや歯間ブラシです。どちらを使うと良いかは歯科医院で相談しましょう。

舌ブラシ（舌クリーナー）は、口臭を抑え、口の中を清潔にします。舌は歯周病菌がつきやすいので、歯周病の予防にもなります。正しい使い方については歯科医院で指導を受けましょう。

## ③かかりつけ歯科を決め、定期的（1年か半年に1回）に歯の健診を受けましょう。

「歯科医院は歯が痛くなったときにしか行かない」という人が少なくありませんが、大切なのは、歯や口を常に健康な状態に保っておくことです。定期的に健診を受けていれば、万が一病気が見つかった場合でも、症状がひどくなってから受診するより治療の時間や費用を節約できます。かかりつけの歯科医院を決めておけば、あなたの歯・歯ぐきや歯並びの状態、過去の治療などを把握してくれるので、あなたに合ったアドバイスをしてもらえたり、治療の相談がしやすくなるなどのメリットがあります。

## ④おやつ（間食）は、質を考え、回数や時間、分量を決めて食べましょう。

砂糖など糖分を多く含むもの、口の中に長時間入っている物、歯につきやすいもの（あめ、チョコレート、キャラメル、スナック菓子、ジュースなど）はむし歯の危険性が高いので避けましょう。野菜やくだもの、乳製品を取り入れ、飲み物は水かお茶にしましょう。食べすぎやダラダラ食べはせず、おやつのおとも歯みがきをしましょう。

## ⑤食事はよくかんで食べましょう（一口30回が目安です）。

かむことにはメリットがたくさんあります。（食べ過ぎ予防、食べ物本来の味が分かる、だ液が増える、消化吸収が良くなる、発音がきれいになる、認知症予防、リラックス効果）

## ⑥フッ化物を利用しましょう（フッ素入り歯みがき剤の使用、フッ素塗布、フッ素洗口）。

フッ化物には「歯の再石灰化を促進する」「むし歯菌の出す酸で歯が溶けるのを防ぐ」など、歯の質を強くする効果があります。毎日の歯みがきに加え、フッ化物を積極的に利用しましょう。

## ⑦ かみかみ百歳体操などの健口（けんこう）体操をしましょう。

加齢や筋力の低下により飲み込む力が低下すると、誤嚥（ごえん）（だ液や飲食物が間違えて気管に入ること）がおきやすくなり、口の中が汚れていたり免疫力の低下があると、誤嚥性肺炎をおこします。かみかみ百歳体操などの健口体操を取り入れ、かむ力や飲み込む力をつけ、誤嚥性肺炎などを防ぎ、美味しく食べ、おしゃべりも楽しみましょう。参加を希望される方は、元氣館(32-0300)へご連絡ください。

6月4日(日)～10日(土)は

## 歯と口の健康週間

■ 問 健康ふれあいセンター「元氣館」

☎ 32・0300 FAX 32・0301

今年度の標語

手に入れよう 長生きチケット 歯みがきで

### ○元氣館での歯科健診

▽と き

8月22日(火) 14時～14時30分受付  
11月25日(土) 14時～14時30分受付

▽対象者 19歳以上の男女

▽料 金 無料

\*事前に申し込みが必要です。

### ○医療機関での歯科健診

▽対象者

安芸市に住民登録しており、令和5年度末（令和6年3月31日時点）に満年齢が40歳、50歳、

年に一度は歯科健診を受けて、虫歯や歯周病を予防しましょう！



60歳または70歳の方（\*対象となる方には4月ごろにご案内しています）

▽受診機関

県内成人歯科健診実施歯科医療機関

▽受診方法

受診を希望される人は、元氣館にて「成人歯科健診受診票」をお渡しします。

▽健診内容

問診および口腔内診査（むし歯の有無や歯周病の検査など）

▽健診費用 無料

\*治療が必要な場合の治療費は自己負担あり

▽その他

歯科健診は、実施期間内に1回のみ無料の対象です。

# あなたと、家族のためにぜひ受けましょう！ がん検診・特定健診

■ 問 健康ふれあいセンター「元気館」  
☎ 32・0300 FAX 32・0301

| 検診（健診）項目                        | 対象者                                     | 自己負担金   |
|---------------------------------|-----------------------------------------|---------|
| ①胸部検診（レントゲン検診）                  | 40 歳以上の男女                               | 無料      |
| ②特定健診                           | 40 歳～ 74 歳の国保の男女                        | 無料      |
| ③特定健診に準じた健康診査                   | 19 歳～ 39 歳の国保の男女<br>19 歳～ 39 歳の社保被扶養の女性 | 1,300 円 |
| ④後期高齢者健康診査                      | 後期高齢者医療の被保険者男女                          | 無料      |
| ⑤肝炎ウイルス検査                       | これまでに市の肝炎ウイルス検査を受けたことのない、40 歳以上の男女      | 700 円   |
| ⑥胃がん検診<br>（集団検診・バリウムによる検診）      | 50 歳以上の男女（2 年度に 1 回の受診です）               | 900 円   |
| ⑦胃がん検診<br>（個別検診・医療機関による、胃内視鏡検診） | 50 歳以上の男女（2 年度に 1 回の受診です）               | 3,400 円 |
| ⑧前立腺がん検診                        | 50 歳以上の男性                               | 600 円   |
| ⑨大腸がん検診                         | 40 歳以上の男女                               | 500 円   |
| ⑩子宮頸がん検診                        | 20 歳以上の女性（2 年度に 1 回の受診です）               | 800 円   |
| ⑪乳がん検診                          | 40 歳以上の女性（2 年度に 1 回の受診です）               | 1,000 円 |

\* 70 歳以上の方は、市が実施する上記⑥～⑪の検診は無料です。  
\* 胃がん検診は、集団検診か個別検診のいずれかで、2 年度に 1 回の受診になります。  
\* 事前に申し込みが必要です。

## 各種検(健)診

| 項 目                           | 月 日               | 受付時間            | と ころ                        | 備 考                                                   |
|-------------------------------|-------------------|-----------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------|
| 無医地区<br>診 療                   | 6月27日(火)          | 14:10～<br>15:00 | 東川公民館                       | 新規で受診を希望される方は県立あき総合病院 経営事業課 (☎ 34・3111) までお問い合わせください。 |
| 健康相談                          | 6月13日(火)          | 10:00～<br>12:00 | 市民館別館                       |                                                       |
| 愛の献血                          | 6月1日(木)           | 9:30～<br>11:45  | 安芸市役所                       | 400mリットル献血をお願いします。睡眠、食事が十分に取れて体調の良い方をお願いします。          |
|                               |                   | 13:30～<br>16:30 | 高知県立あき総合病院                  |                                                       |
| つくし会<br>(生活習慣病<br>予防<br>サークル) | 6月2日(金)<br>栄養教室   | 13:30～<br>15:00 | 健康<br>ふれあい<br>センター<br>「元気館」 | 持ち物<br>室内用シューズ、<br>水分補給、<br>汗拭きタオル、<br>参加費 (200 円)    |
|                               | 6月16 日(金)<br>運動教室 |                 |                             |                                                       |

\* その他新型コロナウイルス感染症の状況により中止または延期となる場合があります。

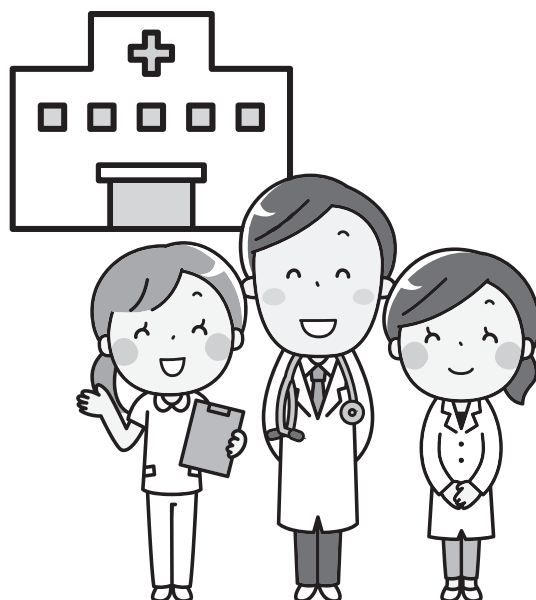
飼い犬・飼い猫の  
引き取りなどに  
関する相談窓口

飼い主には、飼っている犬や猫を終生まで飼養および管理を行う責任があります。やむをえず飼えなくなった場合は、新たな飼い主を探し、譲渡するなど、犬・猫が生涯を全うできるよう努力しましょう。しかしながら、どうしても飼い続けることができなくなった場合は、下記窓口までご相談ください。

■ 問 県安芸福祉保健所 ☎ 34・3173

| 6 月の休日在宅当番医 |                |                |
|-------------|----------------|----------------|
| 4 日         | まつうら内科消化器科     | ☎ 35・8127      |
| 11 日        | 森澤病院           | ☎ 34・1155      |
| 18 日        | 芸西オルソ<br>クリニック | ☎ 0887・33・3503 |
| 25 日        | 森澤病院           | ☎ 34・1155      |

診療時間：9 時～ 17 時  
県立あき総合病院 (☎ 34・3111) は救急に対応



## 地域子育て支援センター

■ 問 地域子育て支援センター(安芸おひさま保育所内) ☎ FAX 37・9310

子育てを一人で頑張っていませんか？みんな悩みながらも子育てしていることに共感したり、子育てが少しでも楽しくなるように、悩みを話せる子育て仲間や、子どもたちの小さな出会いの場として、気軽にご利用ください

### ○電話相談・面接相談

育児の悩みなどお気軽にご相談ください。

面接相談の際は事前にご連絡ください。

▽と き 平日9時～16時

### ○保育室・園庭開放

安芸おひさま保育所の保育室や園庭を開放しています。子ども同士、保護者同士のふれあいの場としてご利用ください。

▽と き 平日9時～16時

### ○体験入園

▽と き

6月1日(木)、6日(火)、8日(木)、

13日(火)、15日(木)、20日(火)

27日(火)、29日(木)

9時～12時

▽ところ 安芸おひさま保育所

▽持ち物 着替え、お茶、タオルなど

今月はお休みです。次回は、7月27日(木)土居保育所です。

### ○なかよし広場

子育て仲間との交流の場として、元気館のホールにて親子で楽しめる広場を開催しています。

『ハンドマッサージ&ネイル』

～ほっとひととき リラックスした時間を過ごしませんか～

▽と き 6月22日(木)

10時～12時

▽ところ 健康ふれあいセンター「元気館」

▽講 師 山本 理香さん(フリーランスネイリスト)

▽締 切 6月15日(木)

▽持ち物 タオル、お茶など

### 給食試食会

保育所の給食を親子で一緒に体験してみませんか。

～6月普通食～

▽と き 6月15日(木)

▽申 込 6月13日(火)締め切り

▽定 員 1～5歳まで 10人

▽食 費 300円

～7月普通食～

▽と き 7月18日(火)

▽申 込 7月13日(木)締め切り

▽定 員 1～5歳まで 10人

▽食 費 300円

### ○巡回体験入園・巡回相談

### 一時保育をご利用ください

保護者の一時的な就労や疾病、入院などにより一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児疲れの解消など、家庭での子育ての負担を軽減するためにお子さんを一時的にお預かりします(利用申込・面接が必要です)。

▽対象児童 安芸市在住の満1歳～就学前まで

▽定 員 1日あたり5人

▽利用時間 平日(土・日・祝日を除く)

半日(8時30分～12時30分)

または12時30分～16時30分)

1日(8時30分～16時30分)

▽利用日数 1カ月あたり14日以内

▽利 用 料 半日1,000円 1日2,000円

■ 問 安芸おひさま保育所 ☎ FAX 37・9310



## お誕生おめでとう 4月生まれ

■ 問 市民課市民係 ☎ 35・1001

\*承諾をいただいた人のみ掲載しています。

\*ほか1人の赤ちゃんが誕生しています。

保 護 者

赤ちゃん

性 別

誕生日

【安 芸】 川田 大喜・吏穂

えま  
依 菜

女

4月19日

【土 居】 指熊 京・美咲

そら  
昊

男

4月17日

# 乳幼児健診

■ 問 健康ふれあいセンター「元氣館」  
☎32・0300 FAX 32・0301

## ○3～4カ月児健診

▽と き 6月6日(火)12時～  
▽ところ 健康ふれあいセンター「元氣館」  
▽対 象 令和5年2月生まれ



## ○9～10カ月児健診

▽と き 6月20日(火)12時30分～  
▽ところ 健康ふれあいセンター「元氣館」  
▽対 象 令和4年8月生まれ



## ○1歳6カ月児健診

▽と き 6月6日(火)13時～  
▽ところ 健康ふれあいセンター「元氣館」  
▽対 象 令和3年9月生まれ



## ○3歳児健診

▽と き 6月20日(火)13時～  
▽ところ 健康ふれあいセンター「元氣館」  
▽対 象 令和2年2月生まれ  
\*対象者には別途通知します。



# あきっ子あつまれ!

## ○すくすく広場、歯ッピー・キッズランド (計測・栄養相談・歯科相談・交流)

▽と き 6月11日(日)10時30分～12時  
時間内ならいつでもどうぞ!  
▽ところ 健康ふれあいセンター「元氣館」  
▽対 象 乳幼児とその保護者、妊婦  
▽持ち物 母子健康手帳(おむつ・バスタオルなど  
お子さんに必要な物をお持ちください)

\*歯ッピーキッズランドの受付時間は、  
10時30分～11時30分

■ 問 健康ふれあいセンター「元氣館」  
☎32・0300 FAX 32・0301



## ○あきっ子広場

(ボランティアと一緒に遊ぼう! 預けるだけでもOKです!)

▽と き 6月30日(金)9時～12時  
時間内ならいつでもどうぞ!  
▽ところ 児童通所支援センターまなふる  
▽対 象 乳幼児とその保護者  
▽持ち物 お子さんを預けられる人は、バス  
タオル・おむつ・お茶やさ湯など  
必要なもの

■ 問・申込 児童通所支援センター まなふる  
☎37・9888 FAX 37・9892

# 農家の皆さまへ

## 「令和5年度経営所得安定対策(転作)」に係る 交付金の申請受付について!

■ 問・申込 安芸市農業再生協議会(農林課内) ☎35・1016

経営所得安定対策(転作)とは、需要に応じた米づくりを推進するため、主食用米以外の作目の生産を進め、地域の特色ある魅力的な産品を支援するために創設された国の施策です。

水田で飼料用米、施設園芸作物などの作物を生産する農業者に対して交付金(水田活用の直接支払交付金)を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

## ○水田活用の直接支払交付金

▽対象者 販売目的で対象作物を交付対象水田で生産(耕作)する販売農家・集落営農  
▽申請方法 交付申請書および営農計画書などを農林課まで提出  
▽申請締切 6月30日(金)



| 対象作物                                                                                  | 交付単価(10aあたり)               |
|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 飼料用米                                                                                  | 収量に応じて<br>55,000円～105,000円 |
| WCS用稲                                                                                 | 80,000円                    |
| 施設園芸振興助成<br>(ナス・ピーマン・シシトウ・ミョウガ・トマト・アスパラガス、花き(ユリ・トルコギキョウ・カスミソウ)<br>*露地は対象外。令和4園芸年度が対象。 | 最大11,000円                  |
| ゆず振興助成(新植3年以内のゆず)<br>*新植3年以内…令和3年4月1日～令和6年3月31日まで。改植は対象外。                             | 最大11,000円                  |
| 地域振興作物助成<br>(オクラ・ショウガ・タバコ・花きの種苗・花木の苗木)<br>*基幹作のみ対象。                                   | 最大11,000円                  |
| 二毛作助成(飼料作物)                                                                           | 最大13,000円                  |

# 児童手当制度の一部変更についてのお知らせ

■ 問 福祉事務所こども係 ☎ 37・9452 FAX 35・1028

## ○現況届について

現在、児童手当を受給されている人は、例年6月中に現況届の提出をお願いしておりましたが、令和4年6月より現況届が原則手続き不要となりました。手続きが必要な人については、別途福祉事務所よりお知らせします。対象者には、6月初旬に通知を発送しますので、添付書類などを確認のうえ、忘れずに手続きをしてください。

\* 公務員の人は、勤務先へ直接お問い合わせください。



## ○所得制限限度額・所得上限限度額について

児童を養育している人の所得が、下記表の①(所得制限限度額)未満の場合、児童手当額(児童1人当たり月額10,000円または15,000円)が支給され、所得が①以上②(所得上限限度額)未満の場合、特例給付(児童1人当たり月額5,000円)を支給します。

なお、令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が②以上の場合、児童手当などは支給されなくなりました。

\* 児童手当などが支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となりますのでご注意ください。

(単位：万円)

| 扶養親族などの数 | ①所得制限限度額 |        | ②所得上限限度額 |        |
|----------|----------|--------|----------|--------|
|          | 所得額      | 収入額の目安 | 所得額      | 収入額の目安 |
| 0人       | 622      | 833.3  | 858      | 1,071  |
| 1人       | 660      | 875.6  | 896      | 1,124  |
| 2人       | 698      | 917.8  | 934      | 1,162  |
| 3人       | 736      | 960    | 972      | 1,200  |
| 4人       | 774      | 1,002  | 1,010    | 1,238  |
| 5人       | 812      | 1,040  | 1,048    | 1,276  |

\* 扶養親族などの数に応じて、限度額(所得額ベース)は、一人につき38万円(扶養親族などが同一生計配偶者(70歳以上の人)に限り、)または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

\* 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で判定します。



## 新婚世帯の新生活を応援します!

～安芸市結婚新生活支援事業～

■ 問 企画調整課企画係 ☎ 35・1012

市では、新婚世帯に住居費または引っ越し費用の一部を補助し、新婚生活を支援します。

### ▽対象者の主な要件

- ・ 令和5年3月1日～令和6年3月31日までの間に婚姻した夫婦
- ・ 婚姻日時点の年齢が夫婦ともに39歳以下であること
- ・ 令和4年中の夫婦の合計所得金額が500万円未満であること
- ・ 住居が安芸市内にあり、夫婦とも同居していること
- ・ 安芸市税および高知県税の滞納がないこと

### ▽補助対象経費

令和5年4月1日～令和6年3月31日までに要した右記の費用

- ・ 結婚を機に新たに物件の購入などまたは賃借する際に要した費用(物件の購入費、改修費、賃料、敷金、礼金など)
- ・ 引っ越し業者または運送業者への支払い費用(レンタカーなどを借りて自ら引っ越した場合や、友人などに手伝ってもらい引っ越した場合の経費は対象外)

### ▽補助金額 1世帯当たり上限30万円

ただし、補助対象者のうち、親世帯と同居もしくは近居となる場合は、1世帯当たり上限45万円を補助

\* 近居とは、補助対象者と親世帯の住宅間の直線距離がおおむね5km以内であること。

### ▽補助申請期限 令和6年3月29日

\* 3月30・31日は閉庁日のため受付ができません。

# プレママ・プレパパ教室に参加しませんか？

■ 問・申込 子育て世代包括支援センター★きらり★（健康ふれあいセンター「元気館内」）  
☎32・0300 FAX 32・0301

妊娠中や産後ってどんなことに気をつけたらいい？ お産ってどんなの？ どんな準備したらいい？  
赤ちゃんのお世話ってどうしたらいい？ と思われる方はぜひご参加ください。お友達づくりのきっかけ  
にもなると思います。

初産婦さん、経産婦さん、新米パパ、イクメンパパも、お待ちしております！

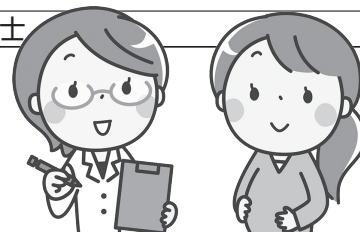
| と き  | 令和5年6月11日（日）                                                                                                                                                         | 令和5年10月15日（日） | 令和6年2月4日（日） |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------|
|      | 10時～12時（受付：9時45分～10時）                                                                                                                                                |               |             |
| 対 象  | 妊娠中期～後期（約7カ月前後～）の妊婦さんとそのご家族<br>*ご家族も一緒に参加される人は、お申し込み時にお伝えください。                                                                                                       |               |             |
| 内 容  | 第1部 ・妊娠中や産後に気をつけたいこと<br>・お産の進み方と過ごし方 ・出産・育児の準備に向けて<br>・赤ちゃんのお世話 ・パパの育児のアドバイス<br>・赤ちゃんの沐浴実習（新米パパやおばあちゃん方の参加もどうぞ）<br>第2部 【第2部は希望者のみの参加です】<br>・先輩ママと赤ちゃんとの交流<br>・栄養士の相談 |               |             |
| スタッフ | 助産師・保健師・栄養士・理学療法士                                                                                                                                                    |               |             |

▽定 員 5組程度

▽ところ 子育て世代包括支援センター★きらり★  
安芸市寿町1-7（健康ふれあいセンター「元気館」内）

▽持ち物 母子健康手帳・筆記用具

参加を希望される人は、実施日の2日前までにお申し込みください。



## ひとり親家庭への医療費助成

■ 問 福祉事務所こども係  
☎ 37・9452 FAX 35・1028

令和4年中の所得税が非課税の世帯で、ひとり親家庭の保護者と18歳までの子どもの医療費の自己負担額を助成します。助成を受けるには、受給者証の交付申請が必要です。

▽申請に必要なもの

- ・保険証（母・子、父・子のもの）
- ・申請者・子・扶養義務者のマイナンバーが分かるもの（マイナンバーカードなど）
- ・申請者の本人確認書類（運転免許証など）

\*助成対象は、申請の翌月からです。

○現在助成を受けている人へ

6月中に更新申請が必要です。現在交付している受給者証の有効期限は6月30日です。申請が遅れると、医療費助成を受けられない場合があります。



## 麻しん・風しんの予防接種はお済みですか？

■ 問 健康ふれあいセンター「元気館」  
☎ 32・0300 FAX 32・0301

はしか（麻しん）は感染力が大変強く、症状が重くなる病気です。

予防接種を受けたことがない人はもちろん、1回受けたことがある人も2回目の予防接種を受けましょう。

① 1歳のお誕生日を迎えたら1回目の接種（1歳～2歳未満）

② 小学校入学前の1年間に2回目の接種

上記の対象者は無料で受けられます。就職や進学の際に、はしか（麻しん）や風しんに対する免疫を持っていることが必要な場合があります。まだ受けていない人は、この機会に予防接種を受けましょう。早めの接種をお勧めします。

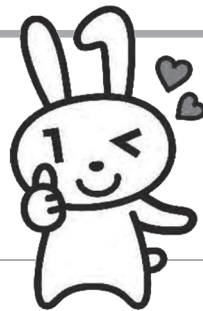
②の対象者接種期限は、令和6年3月31日です。接種期限を過ぎると実費負担となりますので接種期限内に受けましょう。



# マイナンバーカードの申請と 受け取りについて

■ 問 市民課市民係 ☎ 37・9453

受け取り  
要予約



## ○受け取りについて

### ▽と き

[平日]

月・火・木曜日 9時30分～18時45分

水・金曜日 9時30分～17時

\*平日11時30分～13時30分の間はカード受け取りの予約を受け付けておりませんのでご了承ください。

[日曜日]

6月25日(日) 9時～17時

### ▽ところ 市民課市民係

### ▽受付内容 マイナンバーカードの受け取り、 マイナポイント申し込み

\*カード受け取りには事前予約が必要です。

\*日曜日は転出入などの住民異動届の手続きはできません。

## ○申請受付について

平日の窓口開庁時間内に、マイナンバーカード申請用の写真撮影を行い、申請受付を行っています。

### ▽と き 平日8時30分～17時15分

### ▽新規申請に必要なもの

・通知カード(紛失している場合はお申し出ください)

・本人確認書類

1点で良い場合…運転免許証、パスポート、障がい者手帳などの顔写真のついたもの

2点必要な場合…健康保険証、年金手帳、学生証など

通知カード▶



## マイナポイント第2弾(最大2万円分)の 申込はお済みですか!?

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請され、マイナンバーカードを取得された人は、マイナポイントの申し込みができます。申込期限は9月末までに延長されました!

お済みでない人はお早めに手続きをお願いします(ご自身のスマートフォンまたは市民係窓口で申し込みできます)。

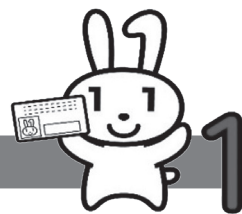
次のいずれかのポイントを受け取っていない場合、マイナポイント第2弾を申し込むことができます。

- ・マイナンバーカードの新規取得で最大 **5,000 円分ポイント**
- ・健康保険証としての利用申込みで **7,500 円分ポイント**
- ・公金受取口座の登録完了で **7,500 円分ポイント**

### ▽市役所窓口でマイナポイントを申し込む場合に必要なもの

- ・マイナンバーカード(4桁の暗証番号が必要です)
- ・本人名義のキャッシュレス決済のカード
- ・本人名義の口座番号が分かるもの(公金受取口座の登録を希望される人のみ)

## マイナンバーカードの出張申請を行います!



平日は仕事で市役所へ申請に行けない…申請の方法がわからない…といった方々のために、マイナンバーカードの出張申請受付を行います。

### ▽と き 6/11(日) 10時～16時

### ▽ところ マルナカ安芸店

\*顔写真は市役所職員がその場で撮影します。(写真代は無料)

### ▽当日、お持ちいただくもの

①通知カード(紛失している場合は当日お申し出ください)

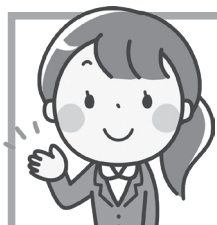
### ②本人確認書類

・1点で良い場合…運転免許証・パスポートなど顔写真のついたもの

・2点必要な場合…健康保険証・年金手帳・学生証など

\*15歳未満の人は保護者と一緒にお願いします。保護者の本人確認書類も必要です。

\*マイナポイント第2弾の対象となるのは、令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請された方となっています。



## 交通事故など、第三者の行為が原因で治療を受けるときは、届け出を!!

■ 問 市民課 国保年金係 ☎ 35・1002

交通事故やけんかなど、第三者（自分以外の人）の行為が原因でケガや病気になったときでも、国保や後期高齢者医療の被保険者の人は届け出をすることで保険給付を受けることができます。

第三者の行為によってけがをしたとき、治療費は本来第三者が支払わなければなりませんが、安芸市または高知県後期高齢者医療広域連合が治療費を一時的に立て替え、あとから加害者（第三者）に請求します。

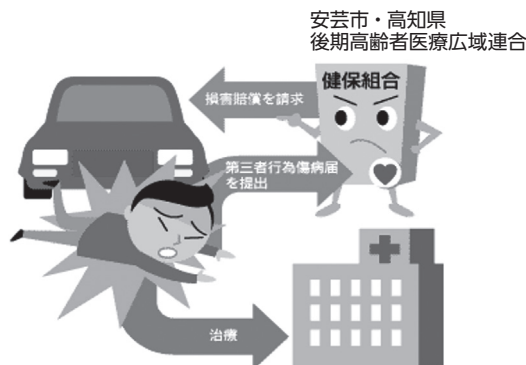
また、自損事故は第三者行為にはなりませんが、給付を受けるためには同様の届け出が必要です。

### 【示談の前には相談を】

示談をするときは必ずご相談ください。示談が成立してしまうと、保険給付が受けられなくなる場合があります。

### ▽届け出に必要なもの

- ①保険証
- ②傷病届など（用紙は国保年金係にあります）
- ③交通事故証明書（証明書は後日でもかまいません。申請用紙は、自動車安全運転センター・警察署・交番にあります）



## 知って得する国民年金 Q&A

■ 問 市民課国保年金係 ☎ 35・1002

保険料を納めた期間によって、受け取る年金額がどれだけ違うかご存じですか？

**Q** 海外に留学するようになりましたが手続きはありますか？

**A** 海外に転出するときは、国民年金をやめるか、引き続き任意加入するかを市民課国保年金係にお知らせください。

| 任意加入する                              | 任意加入しない                              |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| ①加入中の事故などは障害基礎年金などの対象となります。         | ①事故などにあっても障害基礎年金の対象にはなりません。          |
| ②加入中に納付した保険料は、将来受け取る老齢基礎年金額に反映されます。 | ②合算対象期間（カラ期間）になりますが、老齢基礎年金額には反映しません。 |

**Q** 将来、受け取る年金を増やしたいのですが、何かいい方法はありませんか？

**A** 第1号被保険者（および任意加入被保険者）の人は、ご希望により利用できます。月々の定額保険料に付加保険料（1カ月400円）をプラスして納めると、老齢基礎年金に上乗せして受け取ることができます。

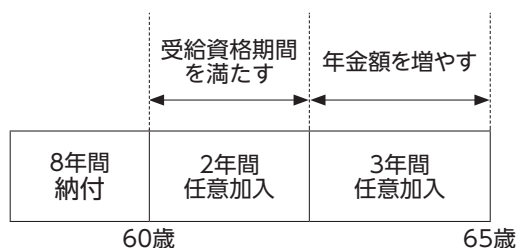
【例】 付加保険料を10年間納めた場合  
 $400 \text{ 円} \times 10 \text{ 年 (120 月)} = 48,000 \text{ 円}$   
 1年間に受け取る付加年金額  
 $200 \text{ 円} \times 10 \text{ 年 (120 月)} = 24,000 \text{ 円 (年額)}$

\* 国民年金基金に加入している人は、利用できません。

**Q** 60歳まで加入しても年数不足で老齢基礎年金が受けられません。何か方法はないですか？

**A** 任意加入制度があります。60歳になってから市民課国保年金係で手続きしてください。

【例】 60歳までに8年間納付済みで、受給資格期間10年に2年足りない場合



\* 受給資格期間を満たしていても65歳までは、年金額を増やすための任意加入ができます。

\* 昭和40年4月1日以前に生まれた人で65歳になっても受給資格期間を満たせない人は、70歳になるまでに受給権が確保できる場合は、特例任意加入ができます。

# 農業者年金に加入して安心して豊かな老後を!

■ 問 農業委員会 ☎ 35・1015

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の人なら、誰でも加入できます。

## ○少子高齢時代に強い年金です

自分が積み立てた保険料とその運用実績により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金ですので、加入者・受給者の数に影響されず、安定した年金制度になっています。

## ○保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料は月額2万円から6万7千円までの間の千円単位で自由に決めることができ、いつでも見直すことができます。

## ○終身年金で80歳までの保証付き

年金は生涯支給され、仮に早く亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金相当額を、ご遺族に死亡一時金として支給されます。

## ○税制上の優遇措置があります

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。将来受け取る年金も公的年金など控除が適用されます。

## ○要件を満たす担い手には保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている人やその人と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす人には、保険料の国庫補助があります。

\* 加入についてのご相談は、お近くの農協支所や出張所など、または農業委員会でお受けしていますので、お気軽にご相談ください。

## 農業者年金受給者は現況届の提出が必要です!

農業者年金を受給されている人が生存しているかどうか、また、経営移譲年金を受給されている人については農業再開や農地などの返還がなされていないかどうかを確認するために、現況届を提出する必要があります。現況届の用紙は5月末に農業者年金基金より送付されています。この届が提出されない場合は、年金の支払いが止まってしまうので、記載内容を確認後、必要事項を記入のうえ、6月末までに必ず農業委員会まで提出してください。

また、年金受給者が亡くなった場合は、死亡の届け出が必要になりますので、お近くの農協支所、出張所などで手続きをお願いします。

# 6月は危険物安全週間です

■ 問 安芸市消防本部 消防課予防係 ☎ 37-9103

## 令和5年度危険物安全週間推進標語

## 「意志つなぐ連携プレーで事故防ぐ」

## ○危険物安全週間とは…

危険物を取り扱う事業所などで自主保安体制を確立するとともに、広く皆様に危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることを目的とされており、6月4日(日)～6月10日(土)までの7日間が危険物安全週間となっています。

消防本部では、危険物施設への立ち入り検査の強化、通報、消火などの指導、パンフレットの配布などを行い、危険物による災害の未然防止に努めます。

## 住宅用火災警報器の取り付けは済みましたか？

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙や熱を感知し、音や音声により火災の発生を知らせてくれる機器です。まだ、設置していない住宅は、早急に設置するようにしましょう。すでに設置されている人は、定期的に点検しましょう。

右記のQRコードは、一般社団法人 日本火災報

## ○危険物とは？

消防法で定められているもので、一般的に次のような危険性を持った物をいいます。

1. 火災発生の危険性が大きい
2. 火災拡大の危険性が大きい
3. 消火の困難性が高い

私たちの身の回りにある代表的な危険物といえば、自動車などの燃料となる「ガソリン・軽油」や石油ストーブに使用される「灯油」などがあります。これらは本来の使用方法と違う使い方をすると、火災や事故などの原因となる危険性があるので取り扱いには十分注意しましょう。

知機工業会ホームページです。住宅用火災警報器などの情報も掲載されており、分かりやすく解説されていますので確認してみてください。

日本火災報知機工業会ホームページ▶



# こうち男女共同参画センター「ソーレ」 からのお知らせ

■ 問 こうち男女共同参画センター「ソーレ」  
☎088・873・9100 FAX 088・873・9292  
<https://www.sole-kochi.or.jp>

託児サービスもあります  
(予約制・2日前まで)  
6カ月～未就学児：無料  
小学生(3年生まで)：1家族500円



## 令和5年度 男女共同参画推進月間講演会 「パパ育休で社会が変わる!?～子育て支援の経済学～」

産後パパ育休制度の創設で、男性の家庭進出が社会にもたらすものとは何か? 「経済学」の視点から紐解きます。

- ▽と き 6月24日(土) 13時30分～15時
- ▽ところ こうち男女共同参画センター「ソーレ」3階 大会議室
- ▽講 師 山口 慎太郎 氏 (東京大学経済学研究科教授)
- ▽対 象 どなたでも
- ▽定 員 会場 150人 (オンライン、オンデマンド配信もあり)  
サテライト会場：四万十市役所 3階 防災対策室
- ▽参加費 無料
- ▽申 込 電話またはホームページ  
(<https://www.sole-kochi.or.jp>)



令和5年度 男女共同参画推進月間講演会

**パパ育休で社会が変わる!?**  
～子育て支援の経済学～

講師 山口 慎太郎 さん  
(東京大学経済学研究科教授)

参加 無料

6月24日(土)  
13:30～15:00 (開場 13:00)

会場 150名 (予約優先・先着順)  
オンライン配信 500名

※オンライン配信の受付は、6月22日(木) 17:00迄  
※後日、期間満了オンデマンド配信あり  
(視聴期間1ヵ月、無料)

※詳細はソーレのホームページをご覧ください

会場 13 託児のご案内  
・事前予約制  
6月22日(木) 17:00迄  
対象：6カ月～未就学児：無料  
小学3年生迄 1家族：500円

※会場(申込) こうち男女共同参画センター「ソーレ」 高知市旭町3丁目115番地

●電話またはホームページからお申込みください。  
TEL: 088-873-9100  
受付時間 9:00～17:00 (第2水曜日・夜間を除く)  
※申込 締切日 6月22日(木) 17:00迄  
<https://www.sole-kochi.or.jp>

※この講演会に関するお問い合わせは、事務局(高知市旭町3丁目115番地)までお問い合わせください。



## 三世代が同居や近居となる 子育て世帯の転入を支援します ～安芸市三世代同居等移住支援事業～

■ 問 企画調整課企画係 ☎ 35・1012

市では、子育て世帯の移住・定住を促進することを目的に、三世代が同居や近居となる子育て世帯の転入・定住費用の一部を助成します。

### ▽対象者の主な要件

- ・三世代同居などとなる子育て世帯の父または母
  - ・子育て世帯および親世帯の全員が市外から安芸市への転入者  
(現に親世帯が安芸市に居住している場合は、子育て世帯のみが転入)
  - ・申請時点において、安芸市内に転入後、1年を経過していないこと
  - ・子育て世帯および親世帯に安芸市税などの滞納がないこと
- などのその他要件をすべて満たした人

### ▽補助対象経費・補助金額

- (① + ②または③ + ④)のどちらかを補助します
- ・①②合わせて上限 20 万円
  - ①引越し費用 (引越し業者への支払い費用)
  - ②物件の賃貸借契約の際に要する仲介手数料
- ・③④合わせて上限 24 万円
  - ③物件の購入費
  - ④物件の住宅改修業者が行う改修費

### ▽補助対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

### ▽補助申請期限

令和6年3月29日(金)まで

\* 3月30・31日は閉庁日のため受付ができません。



安芸警察署からのお知らせです

# 水難事故にあわないために 6月～8月は「水難事故防止期間」です



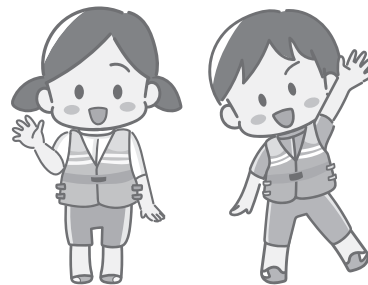
安芸署管内では、昨年4件の水難事故が発生し、4人がお亡くなりになっています。お亡くなりになられた方は、ライフジャケット未着用でした。

命を守るため、海や川へ入るときは必ずライフジャケットを着用し、危険な場所には立ち入らないようにしましょう。

釣りを楽しむ人は、釣り道具よりも命を優先し、溺れそうになった時には釣竿を手放しましょう。

水の中では体が冷え、思った以上に体力を奪われます。きちんと休憩を取りながら海や川に入るようにしましょう。

気象情報やダムの放流情報をチェックし、悪天候の日やその翌日は絶対に水辺に行かないようにしましょう。



## 大雨災害にも注意!

毎年、各地で大雨災害が起こっており、深刻な被害が発生しています。

被害を未然に防ぐため、早めの避難をお願いします。

気象庁による5段階の警戒レベル情報も避難の参考にしましょう。

気象情報は、テレビ・ラジオのほか、スマホで使える防災アプリ「高知県防災アプリ」でも入手できます。



事業者の皆さまへ 安芸税務署からのお知らせ

# 消費税インボイス制度 などの説明会について

要事前  
予約

10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書など保存方式（インボイス制度）が始まります。

事業者の皆さまには、必要な準備を進めていただくため、インボイス制度などの説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

説明会は、事前予約制です。事前に安芸税務署まで申し込んでください。

■ 問 安芸税務署 調査部門 ☎ 35・3115 (代表)  
(内線 21,25)

\* 代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

### ○ インボイス制度説明会 (登録申請相談会)

インボイス制度の概要を説明後、登録申請を希望される人の申請手をサポートします。

| と き                 | と ころ                  | 定員  |
|---------------------|-----------------------|-----|
| 6月15日(木)<br>14時～15時 | 安芸税務署<br>(矢ノ丸4丁目5番地7) | 15人 |

### ○ インボイス制度説明会

(消費税の仕組みから知りたい人向け)

インボイス制度の概要に加えて、消費税の基本的な仕組みなどについて説明します。

| と き                           | と ころ                  | 定員  |
|-------------------------------|-----------------------|-----|
| 6月15日(木)<br>10時30分～<br>11時30分 | 安芸税務署<br>(矢ノ丸4丁目5番地7) | 15人 |

「紙・布」を  
雨の日には  
出さないでください!

安芸市ごみ減量化推進  
キャラクター  
「くいしんぼうくまあきくん」



■ 問 環境課 ☎ 35・1023

日頃より、ごみの分別にご協力いただきありがとうございます。

本市では、資源ごみとして「缶・ペットボトル・紙・布」を週に一度収集しています。

しかしながら、「紙・布」は、せっかく分別し出していただいても、水に濡れるとリサイクルできなくなり、一般ごみとして処分しなければなりません。雨の日や午前中は雨が降っていても、午後から雨の予報になっている日に「紙・布」を出すことは、ご遠慮ください。

昨年度、水に濡れ汚れたためリサイクルできず、一般ごみとして処分せざるをえなくなったごみは、6,620kgでした。皆さまのご協力により、令和3年度より1,570kgも減らすことができました。

雨が続く時期は、ご不便をおかけしますが、限りある資源を有効活用していくためにも、引き続き、ご協力をよろしくお願いします。

情報公開制度、  
個人情報保護制度の  
利用状況

■ 問 総務課 ☎ 35・1000

○令和4年度情報公開条例の公開請求と処理件数

| 公開請求件数                    | 処理（決定）件数 | 不服申立て |   |
|---------------------------|----------|-------|---|
| 41<br>市長部局 30<br>市長部局外 11 | 公開       | 31    | 0 |
|                           | 部分公開     | 6     | 0 |
|                           | 非公開      | 0     | 0 |
|                           | 不存在      | 4     | 0 |
|                           | 応答拒否     | 0     | 0 |

情報公開請求に応じて、請求された文書の全部を公開したものは31件で、個人に関する情報などを除いて公開した部分公開は6件です。

○令和4年度個人情報保護条例の開示請求と処理件数

| 請求件数                   | 処理区分 | 件数 | 処理（決定）件数 |      |     |     | 不服申立て |
|------------------------|------|----|----------|------|-----|-----|-------|
|                        |      |    | 開示       | 部分開示 | 不開示 | 不存在 |       |
| 2<br>市長部局 2<br>市長部局外 0 | 開示請求 | 2  | 2        | 0    | 0   | 0   | 0     |
|                        | 訂正請求 | 0  | 0        | 0    | 0   | 0   | 0     |
|                        | 是正請求 | 0  | 0        | 0    | 0   | 0   | 0     |

資源ごみ収集日一覧表

| 6月の資源ごみ収集日                              | 「缶・紙・布・ペットボトル」の日                              | 「ビン・有害ごみ」の日                |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------|
|                                         | 缶・スプレー缶・紙(新聞とチラシ・雑誌・ダンボール・紙パック・雑がみ)・古着・ペットボトル | ビン・乾電池・蛍光灯・電球・体温計・温度計・ライター |
| 幸町・宝永町・久世町・庄之芝町・染井町・桜ヶ丘町・黒鳥・植野・井ノ口・栃ノ木  | 毎週月曜(5日・12日・19日・26日)                          | 毎月第1・3水曜(7日・21日)           |
| 本町1～5丁目・土居・僧津・下山・伊尾木                    | 毎週火曜(6日・13日・20日・27日)                          | 毎月第2・4水曜(14日・28日)          |
| 港町1～2丁目・矢ノ丸1～4丁目・花園町・東浜・川北・江川・内原野・花・小松原 | 毎週木曜(1日・8日・15日・22日・29日)                       |                            |
| 赤野・穴内・馬ノ丁・津久茂町・千歳町・清和町・寿町・日ノ出町          | 毎週金曜(2日・9日・16日・23日・30日)                       | 毎月第1・3水曜(7日・21日)           |
| 畑山・尾川                                   | 毎週水曜日(7日・14日・21日・28日)                         |                            |
| 東川(八ノ谷・丸石・黒瀬・大井・古井・別役・入河内・奈比賀・長山)       |                                               |                            |
| 刑部                                      |                                               |                            |
| 中郷                                      | 毎月第3水曜(21日)                                   |                            |

一般廃棄物最終処分場（安芸市リサイクルプラザ）は日曜日以外受け入れしております。  
受け入れ時間 月～金曜日は8時30分～16時30分 土曜日は8時30分～12時 13時～16時30分  
■ 問 平日：環境課 ☎ 35・1023 土・祝日：最終処分場 ☎ 34・1353

# 情報掲示板

## 催し

### 女性の家

#### 6月の常掲展「絵画展」

今月の常掲は、5月に続き、森下嘉晴さん(2021年まで伊尾木在住。現在は香美市物部町)の絵画展です。ぜひ鑑賞ください。

#### ▽とき

6月1日(木)～24日(土)  
9時～17時(昼休憩あり)

\*日曜・祝日は休館(その他、都合により閉館する場合があります)

#### ▽ところ 女性の家1階ロビー

#### ■問 女性の家

☎ FAX 34・3514

#### やのまる「にこにこひろば」 園庭開放しています!

子育て中の皆さん!お子さんと一緒に保育園に遊びに来ませんか?

おもちゃや絵本、季節の遊びが楽しめます。妊娠されている人も気軽に足を運んでくださいな。

#### ▽とき

6月8日・22日(木)  
9時30分～11時

#### ▽ところ

矢ノ丸保育園 乳児棟

▽対象 0歳～5歳までの未就園児とその保護者や妊婦さんも大歓迎です。

経験豊富な看護師や先輩ママたちに色々な話も聞けますよ。

▽持ち物 着替え、お茶、タオルなど

#### ■問 矢ノ丸保育園

☎ FAX 35・3600

#### 連続テレビ小説「らんまん」 ドラマポスター巡回展in安芸市

連続テレビ小説「らんまん」(NHK)のドラマポスター巡回展を開催します。

ドラマの登場人物やあらすじなどの紹介のほか、〈総合テレビ〉平日午後6時台の「こうちいちばん」内で放送している「博士のまなざし」を上映します。入場は無料です。

#### ▽とき

6月19日(月)～6月28日(水)

土日を除く

8時30分～17時15分

#### ▽ところ

安芸市役所東庁舎1階ロビー

#### めだかの学校

めだかの学校は、赤ちゃんとのおじいちゃん・おばあちゃんまで誰でも参加できる市民の交流広場です。子育て中の息抜きに、友だちとのおしゃべりに、みんなで遊びにきませんか?

1杯50円で美味しいコーヒーやジュースと、ちよつとしたお

菓子を用意しています!

#### ▽とき

毎週水曜日・金曜日(祝日除く) 10時～15時

#### ▽ところ

健康ふれあいセンター

「元気館」 ☎ FAX 32・0300

32・0301

#### 第39回東部ふれあい芸能祭

長寿と健康のため、生きがいのため、歌い踊りましょう。

#### ▽とき

6月25日(日) 9～17時

#### ▽ところ 市民会館大ホール

#### ▽入場料 無料

\*感染症対策として、体温検査・マスク着用・手洗い消毒を徹底し、3密を避けて実施します。

#### ■問 NPO法人 東部ふれあい芸能会 横山さん

☎ 090・3988・7420

#### (公社)安芸法人会主催講演会

#### 鴻上泰 講演会

連続テレビ小説「らんまん」(NHK)のモデルとなった牧野富太郎と高知県東部の植物の

関係について、牧野植物園研究調査員の鴻上泰氏にご講演いただきます。

皆さんお誘いあわせのうえ、ぜひお越しください。

▽テーマ 「高知県東部の植物と牧野富太郎」

▽講師 鴻上泰 氏  
(牧野植物園研究調査員/土

佐植物研究会会長)

#### ▽とき

6月16日(金)

16時～17時30分

#### ▽ところ ホテルTAMAI

#### ▽受講料 無料

#### ▽定員 50人

▽申込方法 安芸法人会まで電話、FAXまたはメールでお

申し込みください▽申込締切 6月8日(木)

#### ■問 安芸法人会

☎ FAX 34・1930

34・1929

#### 「ほっと会」のご案内

私たちは、発達障がいや精神疾患の家族がいる人の集まりです。

みなさんでお茶しながら、日ごろ不安に思っていることや悩んでいることを一緒に話して、「ほっと」してみませんか?お待ちしています!

#### ▽とき

6月20日(火)

18時30分～20時

毎月第3火曜日

#### ▽ところ 総合社会福祉センター2階 和室

#### ▽参加費

100円(お茶菓子代)

#### ■問 福祉事務所障害ふくし係

☎ FAX 37・9451

35・1028

## お知らせ

### 「安芸おもちゃ病院」

おもちゃドクターによるおもちゃの診察、修理を行います。どんな状況のおもちゃでも対応します。一度見せに来てください。

\*無料ですが、部品代が必要になる場合があります。

#### ▽とき

6月11・25日

10時～12時

毎月第2・4日曜日

#### ▽ところ 観光情報センター

#### ■問

安芸おもちゃ病院 清岡さん

☎ FAX 34・4404

### DV相談窓口を開設しています

家庭内(夫婦間、親子間の暴力)および恋愛関係の当事者間における暴力などについて、専門の相談員による相談窓口を開設しています。まずは電話で相談を!

\*相談員はこうち被害者支援センターの支援員です。

\*電話での相談時には住所、氏名は言う必要はありません(通話料は自己負担です)。

\*来所による相談も可能です。

#### ▽とき

6月9・23日 10時～15時

毎月第2・4金曜日

▽ところ  
総合社会福祉センター1階  
相談室

▽対象者

市内在住の人

■問

☎090・6285・4259

\*第2・第4金曜日以外の平日  
8時30分～17時15分は福祉事  
務所障害ふくし係で対応しま  
す。

☎37・9451

FAX 35・1028

新型コロナウイルス感染症の影  
響によるDV相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の  
影響により、生活不安・ストレ  
スにより配偶者などからの暴力  
(DV)の増加や深刻化が懸念  
されています。

夫婦の間などで「暴力を振る  
われている」「辛い」と感じたら、  
まずは、こちらに相談してくだ  
さい。

①全国共通 相談ナビダイヤル

☎#8008

②DV相談+（プラス）

24時間対応電話

☎0120・279・889

・SNS相談（受付時間…12  
時～22時まで）、メール相談  
（24時間受付）

ホームページからアクセス  
https://soundanplus.jp

・外国人相談者向け相談（受付  
時間…12時～22時まで）

\*SNS相談により対応予定

・WEB面談（相談状況にに応じ  
て対応）

\*各相談の受付期間について  
は、今後の感染症対策の状況  
により変わります。

安芸市

シルバー人材センター便り

7月3日（月）に高知県シル  
バー人材センター主催の墓地球  
掃講習会を行います。

▽受付 6月5日（月）から

▽申し込み 安芸市シルバー人  
材センターまで

▽とき 9時～16時

▽ところ

老人憩の家 2階和室

▽定員人数 10人

■問 ☎35・3603

四国電力からダム放流に  
ついてのお願い

今年も集中豪雨や台風が発生  
するシーズンとなりました。

四国電力では、伊尾木川ダム  
から放流する場合、サイレンや  
警報車でお知らせしています。

サイレンや警報車による警報  
を聞かれた場合は、川に置かれ  
ている物や川にいる人は、ただ  
ちに安全な場所へ移動するよう  
お願いします。

○放流する場合のサイレンの鳴  
らし方

1分間吹鳴→10秒休み

↓1分間吹鳴

■問 四国電力高知支店

技術部土木課

☎088・821・2636

水道指定給水装置

工事事業者の指定

安芸市指定給水装置工事事業  
者変更の届出がありましたので  
お知らせします。指定給水装置  
工事事業者についてのお問い合  
わせは、上下水道課までご連絡  
ください。

▽代表者の変更

・事業者名称

西日本工業株式会社

安芸営業所

代表者氏名

〈変更前〉

代表取締役所長 中山 眞一

〈変更後〉

代表取締役所長 中山 光真

■問 上下水道課

☎35・6875

新規高等学校卒業予定者への  
求人票の早期提出のお願い

高知県では、高知労働局と連  
携し、新規高等学校卒業予定者  
の就職支援を積極的に行ってい  
ます。

採用を予定されている事業所  
におかれましては、これから  
本県を支え、担うことが期待さ  
れる若者が一人でも多く地元で  
働くことができるよう、新規高  
等学校卒業予定者の求人につき  
まして、できるだけ早い時期に  
ハローワークへ求人票を提出  
（6月1日から受付開始）いた  
だきますようご協力をお願いし  
ます。

また、新規高等学校卒業予定  
者に対する、県内企業や県内で

働くことの魅力を伝えるための  
県の取組などにご協力いただく  
とともに、若年人材の確保・定  
着のための労働環境整備につ  
きまして、取り組んでいただき  
ますようお願いいたします。

■問

高知県商工労働部商工政策課

事業推進担当

☎088・823・9692

募集

安芸スイミングクラブ  
(ASC) 会員募集

安芸スイミングクラブは、水  
泳を通じて健康で明るい生活習  
慣を身に付け、泳力向上に努め、  
記録会や大会に参加し、ほかの  
クラブとの交流をしています。

▽対象 小・中・高・一般

\*小学4年生以上でクロールで

50m泳げる人（小学3年生で

25m泳げる人）

▽練習期間 6月10日（土）

9月2日（土）までの月・水・

金曜 17時～18時30分

▽ところ 安芸中学校プール

▽会費 3,000円

▽申込期限 6月2日（金）

▽結成式 6月10日（土）14時

市立安芸中学校プール

（雨天の場合は、安芸市役所

財産管理課2階 1・2号会

議室）

■問 安芸スイミングクラブ

内川

☎090・7570・4808

広報あき  
有料広告募集中！

▽1号広告（大）2万円/1カ月  
▽2号広告（小）1万円/1カ月

■問 総務課 ☎35・1000

お詫び

車検用の納税証明書の  
送付月について

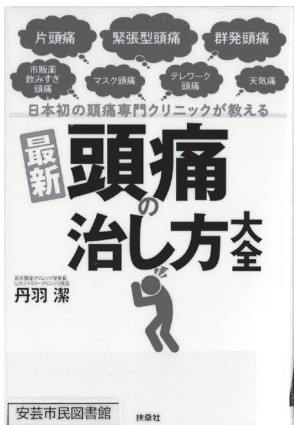
5月初旬にお送りしまし  
た「軽自動車税（種別割）  
納税通知書兼口座振替・自  
動払込通知書」において、  
車検用の納税証明書の送付  
月を誤ってお知らせいたし  
ました。お詫びして、訂正  
させていただきます。

誤…\*車検用の納税証明書  
は口座振替後（5月中  
旬頃）に送付いたしま  
す。

正…\*車検用の納税証明書  
は口座振替後（6月中  
旬頃）に送付いたしま  
す。

■問 安芸市税務課市民税係

☎35・1005



新刊の一押し  
丹羽 潔

## 「最新頭痛の治し方大全」(扶桑社)

今月紹介するのは、頭痛の専門家が教える、頭痛の予防法が書かれた本です。

頭痛薬に関する質問や頭痛予防に役立つ生活習慣などを丁寧に解説。1日約3分でできるストレッチも紹介されています。梅雨による天気痛が起こりやすい、この時期に読んでおきたい一冊です。ぜひ、手にとってみてください。

6月の

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    |    | 1  | 2  | ③  |
| 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |    |

休館日

×印は休館日 ○印はおはなし会

平日 9時30分～19時

土日 9時30分～17時

×印は休館日

○印は童つ子(絵本の読み聞かせ)

### 【童(わらし)っ子】

絵本の読み聞かせなどを行います。赤ちゃんからお年寄りまでどなたでもお越しください。

▽と き 6月3日(土)10時～

## ★ 6月の新刊案内★

### 【児童書】

▽砂糖ゆき「ばっかーん!」

▽テリ・ファン&エリック・ファン「リジーと雲」

▽ジョナ・ウィンター「じじつはじじつ、ほんとうのことだよ」

▽まんぷくアートスタジオはち「まんぷくかえるのおすそわけ」

▽加納新太「小説雲のむこう、約束の場所」 ほか

### 【一般書】

▽一穂ミチ「うたかたモザイク」

▽古川真人「ギフトライフ」 ▽門井慶喜「文豪、社長になる」

▽石原慎太郎「父のしおりー情景」

▽青木崇浩「メダカの飼育方法完全版」 ほか

## お知らせ

### \* HAPPY BOOK DAY

(おひとり様 10冊貸出日)

6月3日(土)

### \* 開館時間延長

7月1日(土)～8月31日(木)まで開館時間を延長します。平日・土日ともに、午前9時30分から午後7時まで開館します。

## NPO法人 来楽部あっきーな活動サークル紹介

■ 問 NPO法人 来楽部あっきーな事務局(安芸市体育館内) ☎ 35・4519

| 種目             |                          | 対 象              | 開催曜日                 | 開催時間                | 場所               |
|----------------|--------------------------|------------------|----------------------|---------------------|------------------|
| フィットネス<br>サークル | ピラティスサークル                | 成人               | 第１・３月曜日              | 10:30～11:30         | 女性の家<br><br>市民会館 |
|                | ストレッチポールサークル             | 成人               | 第２・４月曜日              | 10:30～11:30         |                  |
|                | 昇降運動サークル<br>(踏み台昇降)      | 成人               | 毎週火曜日                | 9:30～10:15          |                  |
|                | ヨガサークル                   | 成人               | 毎週火曜日                | 10:20～11:20         |                  |
|                | 健美操サークル                  | 成人               | 毎週木曜日                | 9:50～10:50          |                  |
|                | バランスボールサークル              | 成人               | 毎週木曜日                | 11:00～12:00         |                  |
|                | コンディショニングサークル            | 中学生以上            | 第１・３木曜日              | 19:00～20:00         |                  |
| キッズ<br>サークル    | キッズダンスサークル               | 小学生              | 隔週土曜日                | 11:00～12:15         | 女性の家             |
|                | あっきいな野球部                 | 小学生              | 毎週月・木曜日              | 18:00～20:00         | 補助グラウンド<br>安芸ドーム |
|                | キッズ体操教室                  | 小学生              | 毎週水曜日<br>16:30～17:30 | 毎週土曜日<br>9:00～10:00 | 安芸市体育会           |
| その他の<br>サークル   | 太極拳サークル                  | 成人               | 毎週金曜日                | 10:00～11:30         | 女性の家             |
|                | グラウンドゴルフサークル             | 成人               | 毎週月・木曜日              | 8:30～10:30          | 安芸ドーム            |
|                | 麻雀サークル                   | 成人               | 毎週月・水・金曜日            | 9:00～12:00          | 老人憩の家            |
|                | ラージボール卓球サークル             | 成人               | 毎週月・火・木・金・土          | 15:00～18:00         | 安芸市体育館           |
|                | バドミントンサークル               | 小学生以上            | 毎週水曜日                | 19:00～21:00         | 安芸市体育館           |
|                | girl's Hiphop dance サークル | 小６～高校生<br>※女の子限定 | 毎月第２・４水曜日            | 19:00～20:00         | 女性の家             |

各種サークルに参加するには参加料が必要です。初回は体験・見学もできます。詳しい内容につきましては事務局までお問い合わせください。

\* 室内競技につきましては、運動シューズを持参してください(安芸ドームはスパイク禁止)。タオルやスポーツ飲料などは必ず持ってくるようにお願いします。

## 相 談

### 行政相談

▽と き 6月21日(水) 10時~12時

▽ところ 総合社会福祉センター

■問 総務課 ☎35・1000

### 人 権 相 談

▽と き 6月1日(木) 10時~15時

(12時から13時まで昼休み)

▽ところ 総合社会福祉センター

■問 法務局安芸支局 ☎35・2272

### 年 金 相 談

▽と き 6月1日(木) 7月6日(木) 10時~15時  
(14時30分受付終了)

\*12時から13時まで昼休み

▽ところ 総合社会福祉センター 2階 中会議室

■問 南国年金事務所 ☎088・864・1111

### 法 律 相 談

▽と き 6月19日(月) 13時30分~15時30分

▽ところ 安芸ひまわり基金法律事務所(商工会議所2階)

\*相談無料 1人30分で予約制

\*借金などでお困りの人については、随時無料で受け付けしています。

\*法テラスの制度も使えます。

■問 安芸ひまわり基金法律事務所 ☎35・8200

## 人 口 統 計

【令和5年4月末日現在】(地区別人口)

総人口 **16,089人**(-8)

男 7,650人(-1) 安芸町 6,242人

伊尾木 1,339人

女 8,439人(-7) 川 北 2,749人

東 川 203人

内外国人 **98人**(+1)

土 居 1,933人

男 38人(+3) 井ノ口 1,824人

畑 山 147人

女 60人(-2) 穴 内 643人

赤 野 1,009人

( )内は前月比 世帯数 **8,015**

### 安芸市・芸西村火災救急件数

| 種 別   | 4 月 分 |     |     | 累 計 |     |     |
|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
|       | 安芸市   | 芸西村 | 計   | 安芸市 | 芸西村 | 計   |
| 火 災   |       |     |     |     |     |     |
| 建 物   | 0     | 0   | 0   | 1   | 0   | 1   |
| 林 野   | 0     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| そ の 他 | 0     | 0   | 0   | 2   | 0   | 2   |
| 計     | 0     | 0   | 0   | 3   | 0   | 3   |
| 救 急   |       |     |     |     |     |     |
| 急 病   | 49    | 15  | 64  | 232 | 62  | 294 |
| 交通事故  | 6     | 1   | 7   | 19  | 3   | 22  |
| 一般負傷  | 16    | 2   | 18  | 64  | 15  | 79  |
| 転 院   | 19    | 8   | 27  | 66  | 19  | 85  |
| そ の 他 | 1     | 0   | 1   | 12  | 2   | 14  |
| 計     | 91    | 26  | 117 | 393 | 101 | 494 |

### 一般廃棄物最終処分場放流水水質検査

| 採 取<br>試験日    | PH          | SS<br>mg/L | COD<br>mg/L | BOD<br>mg/L | 大腸菌<br>群数<br>個/mL | T-N<br>mg/L | T-P<br>mg/L |
|---------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------------|-------------|-------------|
| 処分場独自<br>排水目標 | 5.8~<br>8.6 | 20<br>以下   | 20<br>以下    | 10<br>以下    | 3,000<br>以下       | 20<br>以下    | 8<br>以下     |
| 法排水<br>基準     | 5.8~<br>8.6 | 150<br>以下  | 120<br>以下   | 120<br>以下   | 3,000<br>以下       | 60<br>以下    | 8<br>以下     |
| 4月26日         | 7.7         | 1.0未満      | 0.8         | 0.5未満       | 30未満              | 0.76        | 0.04<br>未満  |

### 令和4年度安芸市清浄苑水質検査結果

安芸市清浄苑では、関係法令に基づき放流水の水質測定を行い、施設の適正管理に努めています。

|               | PH      | BOD(mg/L) | COD(mg/L) | SS(mg/L)  | T-N(mg/L) | T-P(mg/L) | 大腸菌群数<br>(個/mL) |
|---------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| 法規制値          | 5.8~8.6 | 120mg/L以下 | 120mg/L以下 | 150mg/L以下 | 60mg/L以下  | 8mg/L以下   | 3,000個/mL以下     |
| 施設性能          | 5.8~8.6 | 10mg/L以下  | 10mg/L以下  | 5mg/L以下   | 10mg/L以下  | 1mg/L以下   | 300個/mL以下       |
| 令和4年度<br>検査結果 | 7.12    | 0.59mg/L  | 1.50mg/L  | 1mg/L以下   | 1.28mg/L  | 0.09mg/L  | 30個/mL以下        |

- 4月3日(月)
  - ・安芸広域市町村圏事務組合職員辞令交付
  - ・安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構職員辞令交付
  - ・新採職員辞令交付
  - ・岩崎俊吉氏ほかとの懇談
  - ・県安芸土木事務所長ほかとの懇談
  - ・庁議
- 4月4日(火)
  - ・県交流職員辞令交付
  - ・定例記者会見
  - ・課長会
- 4月5日(水)
  - ・安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構局長との協議
  - ・JA高知県安芸地区常務ほかとの懇談
- 4月6日(木)
  - ・土佐くろしお鉄道安芸事業所長ほかとの懇談
  - ・県立大学地域教育研究センター長ほかとの懇談
- 4月7日(金)
  - ・県立安芸中学校高等学校開校式に出席
  - ・高知県庁新年度挨拶回り(高知市)
- 4月10日(月)
  - ・安芸地区保護司会贈呈式
  - ・三菱金曜会事務局との懇談
- 4月11日(火)
  - ・三菱商事協働の森事務局との懇談
- 4月12日(水)
  - ・四国東南部連盟勉強会WEB打ち合わせ(東京大学学務教授)
  - ・食生活改善推進協議会総会
  - ・三菱広報委員会事務局との懇談

### 令和5年 4月 市長の活動

この公務記録には、庁内での打合せなどは掲載していません。

- 4月13日(木)
  - ・県中山間振興・交通部長ほかとの協議(県中山間地域振興ビジョン意見交換)
- 4月17日(月)
  - ・土佐国道事務所長ほかとの懇談(高知市)
- 4月18日(火)
  - ・第143回高知県市長会議に出席(南国市)
- 4月20日(木)
  - ・安芸商工会議所会頭ほかとの協議
  - ・高知信用金庫創業100周年記念式典に出席(高知市)
- 4月21日(金)
  - ・日本航空高知支店長ほかとの懇談
  - ・安芸ひまわり基金法律事務所引継式披露式典に出席
- 4月24日(月)
  - ・安芸市権擁護委員協議会総会に出席
  - ・市健康づくり推進対策チーム会議
- 4月25日(火)
  - ・日赤活動資金地区別割当会に出席
  - ・市連合婦人会総会に出席
  - ・県危機管理部副部長ほかとの懇談
- 4月27日(木)
  - ・高知財務事務所長ほかとの協議
- 4月28日(金)
  - ・安芸都医師会安芸地区医師会合同会議に出席
- 4月29日(土)
  - ・善通寺駐屯地開設記念行事に出席(香川県善通寺市)

# 市役所庁舎及び市立安芸中学校跡地活用に 関する報告書が検討委員会から提出されました

■問 企画調整課 ☎ 35・1012



市役所庁舎及び市立安芸中学校跡地検討につきましては、平成30年度の市役所庁内に設置したプロジェクトチームによる検討からスタートし、跡地活用の可能性や基本的な考え方について整理されました。令和元年度では、検討の手法や手順を整理するため、高知大学や安芸商工会議所の関係者を外部委員として構成する跡地活用検討準備委員会で協議を重ねてきました。

令和2年度から検討を開始しました市役所庁舎及び市立安芸中学校跡地活用検討委員会は、市内団体の代表者などを含めた構成としており、市民の皆さまの声をいただきながら両施設における跡地活用の可能性について、全8回にわたり検討・協議を重ねてきました。



その検討結果をとりまとめ、令和5年3月に坂本淳委員長（高知大学）から市長に「市役所庁舎及び市立安芸中学校跡地活用に関する報告書」が提出されました。

報告書では、市民アンケートや市民参加のワークショップ、事業者アンケートなど、複数の手法により幅広いご意見が集約され、両施設における跡地活用の方向性などがまとめられています。

## 跡地活用の基本理念

### 【市役所庁舎】

市内外からの多様な世代が交流し、賑わいやつながりを醸成する空間

### 【安芸中学校】

文化、スポーツ、ビジネスなど新たなチャレンジを創造する空間

## 跡地活用の方向性

### 【市役所庁舎】

- ①多様な幅広い世代が集い交流する、活気のある場所
- ②安芸市民のみならず、市外からも多くの人が訪れる賑わい溢れる場所
- ③インフラ整備を見据えた広域的な誘客と周辺店舗への経済波及効果が生まれる場所

### 【安芸中学校】

- ①市民の教養や生涯学習を深め、文化・芸術を育む場所
- ②宿泊機能を備えたスポーツ施設や市民の健康づくりが行える場所
- ③立地の特性を生かした複合拠点となる場所

今後につきましては、ご提出いただきました報告書を基に、具体的な活用策を検討してまいります。

## まちの話題

～第31回手づくり登り窯フェスタ～

### 手づくりの楽しさを体験

4月16日 内原野陶芸館で第31回手づくり登り窯フェスタ in つつじ祭りが行われました。

当日は電動ろくろ引き伸ばし選手権や絵付け、サンドブラスト、シャボン玉作りなどのものづくり体験が催され、友人同士や家族連れらが思い思いの作品づくりを楽しんでいました。

電動ろくろ引き伸ばし選手権では白熱した試合を見せてくれました。



～第8回あなごうまつり～

### 神秘と癒しの世界 伊尾木洞を探検

5月4日～5日 第8回あなごうまつりが伊尾木あなごう保存会の主催で開催されました。

両日は昨年より多くの人々が訪れ駐車場も満車になるほどでした。

また、会場では地元の野菜や果物、地元で作られた料理などが販売され、お昼までに売り切れるものも出るなど、にぎわいを見せていました。

伊尾木洞をめぐる無料のボランティアガイドが期間中実施され、参加者たちはガイドの説明に熱心に耳を傾けていました。また、初めて訪れた人は「ぜひ紹介したい」とパンフレットを持ち帰るなどとても満足した様子でした。



# まちの話題

～野良時計通りで清掃ボランティア活動～

## きれいな町をこれからも

4月16日 清水ヶ丘中学校の生徒や地域のボランティアの皆さんが野良時計周辺の清掃活動を行いました。

市立中学校の統合に伴い、清水ヶ丘中学校として清掃ボランティアに参加するのは今年で最後となります。

この活動は、20年以上前から土居公民館の呼びかけで毎年ゴールデンウィーク前に行っており、野良時計通りの植え込みに生えている特定外来生物「オオキンケイギク」の除草にも取り組んでいます。同公民館の大寺 久美夫館長によると、活動の成果もあって、最近ではオオキンケイギクがかなり減ってきているとのことでした。



～北の大地から校歌 CD・DVD の贈り物～

## 心に響く母校の歌

このたび、北海道を拠点に活動するアンサンブルグループ「奏楽」から、安芸市立小中学校の校歌を収録したCDとDVDの贈り物が届きました。



奏楽は、平成25年度から毎年人権コンサートで市内の小中学校を訪れていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2、3年度は実施が見送られ、昨年度は2年ぶりに安芸市内小学校2校での開催となりました。

「コロナ禍で音楽の授業や行事で歌う機会が著しく減っている子どもたちのために役立ててほしい」と届けられたCDには、ピアノ・ヴァイオリン・オーボエのアンサンブル編成の演奏と歌手による各学校の校歌斉唱が収録されており、歌唱教材としても使用できるようDVDも作成されています。昨年度に引き続き、奏楽から届けられた9校分約160枚は、令和5年度新入生へ贈られました。

～伊尾木洞草引き～

## いつまでもきれいな伊尾木洞を

4月23日 伊尾木洞の草引きが行われました。

外来種である「ミドリハカタツユクサ」というツユクサの撤去に多くのボランティアが集まりました。このツユクサは茎にある節から根を出すことができ、少しでも残るとそこから増えることができる強い繁殖力を持っています。そして、参加者たちはこのツユクサはシダを枯らしてしまうという説明を聞くと、伊尾木洞を守っていくためにとごみ袋いっぱい撤去していました。



～「三菱探究プロジェクト」講演会開催～

## 子どもたちが思い描く将来の夢や目標を応援

このほど、三菱グループの礎を築いた「岩崎彌太郎」の生誕地である「安芸市」と、三菱グループ36社により構成される「三



菱広報委員会」との共同事業による、「三菱探究プロジェクト」が市民会館で行われました。同プロジェクトは、本市の子どもたちに、岩崎彌太郎の功績や志を学んでもらい、彼が興した三菱グループの事業紹介やそこで働く人々の熱意に触れることで、将来の夢や目標が思い描けるよう応援することを狙いとしています。この取組は、初めてとなる試みとなり、講演会に参加した市立安芸中学校と清水ヶ丘中学校の1年生（計83人）は、本市と三菱グループとの関わりや仕事などについて学びを深めました。

講演会では、始めに三菱広報委員会の小田宏司さんから「安芸市と三菱」についての説明がありました。その後、三菱重工業株式会社で、平成23年から26基のロケット打ち上げ責任者を務め、同社のフェローアドバイザーである二村幸基さんを講師に迎え、クイズを出したり、ロケットの開発プロセスや打ち上げについての苦労や感動エピソードを披露したりするなど、分かりやすい解説をいただきました。

二村さんは、講演会の中で、「興味をもったことを突き詰める姿勢が必ず目標達成につながる」と、努力し続けることの大切さを自身の経験談も交えながら語っていただき、生徒たちは宇宙ステーションのしくみやロケットの発射シーンなどの話に感動し、夢中で聞き入っていました。

# あきのこ《広報版》

Dear all everyone 21

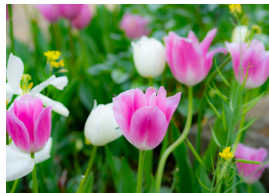


## - 川北小学校奈比賀分校 - 奈比賀地区

可愛らしい時計台が印象的な、川北小学校奈比賀分校。現在は教育支援センター「ふれあい教室」として利用されています。ここで子どもたちは、奈比賀の美しい自然を使って誰かと何かをすることの楽しさや大変さを経験し、その中からたくさんのことを学んでいます。フィールドワークや自ら植物を育てること、料理を作ること、さまざまな体験をする過程で、子どもたちと先生が協力し合い、教え合い助け合う。この場所は豊かな学びに溢れています。

撮影・記事 地域おこし協力隊 小松八月

■問 商工観光水産課 ☎ 35・1011



里山での遊びの達人、安岡雄三先生（中央右）が今進めている計画は地域の皆さんと子ども、先生たちで協力し奈比賀をチューリップが咲き誇る場所にする。ある日、校庭に咲く花の美しさに、普段は無口な一人の生徒が感動の言葉を漏らしたことがきっかけでした。

## 令和5年度 安芸市職員採用試験

### ▼募集職種

- ・初級事務 ・保育士 ・精神保健福祉士 ・建築技術
- ・初級土木 ・保健師 ・社会福祉士 ・土木技術
- ・消防士 ・情報処理

### ▼受験資格（いずれの職種も安芸市内に居住可能な人）

#### 【初級事務】

平成5年4月2日～平成18年4月1日までに生まれた人

#### 【初級土木】

昭和59年4月2日～平成18年4月1日までに生まれた人

#### 【消防士】

平成8年4月2日～平成18年4月1日までに生まれた人

#### 【保育士】

平成5年4月2日以降に生まれた人で保育士資格を有する人、または令和6年3月31日までに資格取得見込みの人に限る。

#### 【保健師・社会福祉士・精神保健福祉士】

昭和59年4月2日以降に生まれた人。各職種に係る資格を有する人、または令和6年3月31日までに資格取得見込みの人に限る。

#### 【土木技術・建築技術】

昭和59年4月2日以降に生まれた人。各職種に係る資格を有する人、令和6年3月31日までに資格取得見込みの人、または試験案内に記載の実務経験を有する人に限る。

#### 【情報処理】

昭和59年4月2日以降に生まれた人。大学・短大・専門学校・高等専門学校における情報系の課程を卒業した人、令和6年3月31日までに卒業見込みの人、または試験案内に記載の実務経験を有する人に限る。

### ▼採用予定日

令和6年4月1日

ただし、受験資格に定める免許・資格を既に有している合格者については、本人同意に基づきこの日以前に採用する場合がある。

### ▼採用予定人員

いずれの職種も若干名

### ▼試験日

1次試験 7月16日（日）

\* 1次試験は初級事務・初級土木・消防士・保育士のみ実施

2次試験 8月12日（土）または13日（日）

\* 2次試験日は、原則8月13日（日）を予定。申込者数により決定。

### ▼最終合格発表

8月21日（月）（予定）

### ▼受付期間

初級事務・初級土木・消防士・保育士

6月1日（木）～6月30日（金）必着

その他の職種

6月1日（木）～7月14日（金）必着

### ■問・申込 総務課職員係 ☎ 35・1000

\* 試験案内・試験申込書は市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.aki.kochi.jp/>



令和6年1月 ごろ新庁舎に移転します

（新庁舎の完成イメージ）



| 日 曜 | 6月の主な行事                | 時 間         | 場 所      |
|-----|------------------------|-------------|----------|
| 1 木 | 愛の献血                   | 9:30～11:45  | 安芸市役所    |
|     | 女性の家 常掲展 「絵画展」(～6月24日) | 13:30～15:00 | 県立あき総合病院 |
| 5 月 | 市議会第2回定例会(～6月22日予定)    | 9:00～17:00  | 女性の家     |
|     |                        | —           | 議場       |